

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月29日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第23号

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第3号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。